

放送法及び電波法の一部を改正する法律案

[議事録 5/5]

- ・今後の人事異動方針
- ・経営委員会議事録の作成・公表基準の明確化

○吉川沙織君

人事に関連して、会長に一つ伺います。

1月25日、241名の新入職員は省きますが、会長が就任なさってから三井物産関連の方というのは入られているのかいないのか、若しくは、いらっしゃるのであれば何人程度を採用になられているのか伺いたと思います。



○参考人(靱井勝人君)

一人おります。ただし、これはいわゆる契約という形でやっておりますが、これは別に物産だからといって再雇用したわけでも何でもなくて、やはり、着任当時、関連会社のいわゆるコンプライアンスということはどうやるかということ、ただし局内では関連会社のいわゆる内部監査というものをやるエキスパートがいなかったということもあり、関連会社の内部監査のエキスパートということで来てもらうことにいたしました。



私は決して、三井物産の出身ではありますが、三井物産の社員の再雇用のために呼んだわけではない、本当にエキスパティーズのみで来てもらったということを御理解いただければと思います。

○吉川沙織君

多分、節目から考えますと、4月に採用されて、今契約という答弁がございました、契約であれば3か月単位ということも想定をされます。そうなりますと、今日6月17日でございますから、6月で契約終了ということになるのでしょうか。

○参考人(靱井勝人君)

今からでございます。

○吉川沙織君

監査のエキスパートでいらっしゃるという御発言がございました。上田監査も監査のエキスパートであると私は承知いたしておりますし、監査委員としてその任を果たされているものと承知しております。つまり、監査のエキスパートが、正式な NHK 経営委員、監査委員、そのほかにも監査がいるということになるのでしょうか。監査委員会の機能として関連団体の監査というのも平成 20 年の法改正によってできるようになっておりますので、しかも内部監査室もございますし、組織図を見ますと総合リスク管理室もありますし、いろいろあるのでございますが、そこはちょっと追って注視してまいりたいと思います。



先ほど、平成 21 年 2 月の経営委員会による小林弁護士の発言を引用させていただきました。先頃の 3 月に、関連団体の不祥事が残念ながら多く発覚をして、会長のリーダーシップの下に NHK 関連団体ガバナンス調査委員会が設置されたと報道発表に触れました。これはどのような調査を行っておられるのでしょうか。

○参考人(靱井勝人君)



おっしゃるとおり、来ましてすぐ関連会社の問題がいろいろ明らかになってまいりました。正直申し上げます、その時点ではまだ関連会社の内部監査についてはきっちりできておりませんでした。ここまでははっきり分かっております。したがって、ビジネスクリエイティブ、BCN です、こと出版についてはもういろいろ言われているので、小林弁護士始め 3 人の委員にやってもらっているということでございます。

○吉川沙織君

上田監査、関連会社の監査ってできていなかったんですか。

○参考人(上田良一君)



監査委員会として、関連子会社に対する監査というのは役員職務執行に対する監査ということが必要があるときに、これが放送法の四十四条第二項に記載がありまして、こういった形で監査委員会としては従来対応いたしておりました。

○吉川沙織君

監査委員会として従来対応しているという答弁でございましたが、先ほどの会長の答弁の中で、3人の委員を選任されているという発言がございました。私も報道発表資料、公式なものを拝見いたしましたが、そのお願いをした時点で小林弁護士に委員の選任をお願いをしているということでございましたが、残る2人の委員はどのような方でしょうか。

○参考人(靱井勝人君)

小林委員長の下で同じローファームでやっておられる会計、何といいましょうか、アカウントと、それから経理と、もう一人何だっけ。ちょっと済みません、ローファームと……

○委員長(山本香苗君)

御答弁今できない状況でしたら……

○参考人(靱井勝人君)

できます。

木内弁護士と、それからグループガバナンスについて詳しい辺弁護士であります。

○吉川沙織君

同じローファーム、つまり同じ法律事務所に所属されておられる方でこの調査委員会を構成されていることだと思います。



前回、第三者機関が設置されたのは平成20年の不祥事を受けてのことです。そのときと今回は若干背景が違うように経営委員会の議事録をしてみますと思えてなりません。当時は古森経営委員長でございましたが、平成20年1月24日、第1060回経営委員会は、職員による株取引を受けて、第三者委員会を設置せよと、経営委員会が会長に第三者委員会を設置しなさいということを求め、これを受けて、平成20年2月26日、第1063回経営委員会で、職員の株取引問題に関する第三者委員会の設置についてが公表され

ており、この設置された時点で委員長名、委員名2人、明らかになっています。もちろん同じ法律事務所これを処理するということもございませんで、委員長も見識のある方、委員の弁護士の方も法律事務所を御自身で運営されている方、そしてもうお一方は元共同通信社のジャーナリストで、いつまでに調査結果を出す

と。

ですから、今回会長が、不祥事は駄目だからちゃんとやっていく、これ自体はずばらしいことだと思いますが、

同じ法律事務所で構成して、私は、ほかの 2 人の弁護士の方の経歴等は存じ上げませんが、それなりにベテランの方であると信じております。

そこで伺いますが、今回調査委員会が設置された原因というのは数年前の不祥事でございますが、当時のNHKの監査委員会の委員について伺います。

○参考人(靱井勝人君)

当時の監査委員ですか、が誰かということですか。ちょっとよく覚えていません。

○吉川沙織君

通告を明確に出しておりますので、後ろ、湧川秘書室長から紙が出ておりますので、答弁お願いします。

○参考人(靱井勝人君)

小林弁護士も監査委員を務めておりましたが、平成 20 年 4 月から 22 年 6 月 19 日まででございます。



○吉川沙織君

それ自体が別の視点に立てば監査の対象となるべきことかもしれませんし、この関連団体で完結するのであれば私はいいことだと思います。ただ、調査期間の公表が 7 月末から 8 月末に延びたり、監査の対象、調査の対象がどんどん広がるといった、そういったことではないということだけ確認をさせていただければと思います。

それでは、人事について最後、伺います。



6 月 13 日は管理職の異動の発令だったと伺っております。会長は、6 月 13 日の管理職異動発令に伴い、就任後半年近くたって初めて会長メッセージを出されています。このメッセージの最後で、最後に人事異動について少しお話ししたいと思います、今後は必要に応じて随時人事異動を行っていきます、これによってこれまでの定期異動で費やされている協会内の膨大な時間とエネルギーが分散化され、職員が殊更異動の時期を気にすることなく職務に専念できるように期待しています、詳しい内容は後日人事局からお知らせしますとされています。

会長は、就任当日に理事全員から日付のない辞表を取ったことが明るみになった後、人事権の濫用はしない旨、何度もこの国会の場で答弁をされてこられたのは私もよく存じ上げております。ただ、不定期にいつで

も人事異動を行うという方針については、これまでの言動からすると若干不安がございます。つまり、一年中異動の話があるとすれば、人事異動をする側もされる側も不安定な状況になってしまい、組織としての安定性や継続性に欠けるとともに、これを濫用することで現場に萎縮効果を生むのではないかと考えるからです。

これは一般社会でよくあることなんでしょうか。

○参考人(靱井勝人君)

そう思います。人事異動を年に一回やる会社の方が少ないんじゃないかと私は思います。

○吉川沙織君

年に一回と申しているのではなくて、この会長メッセージを拝見いたしますと、必要に応じて随時人事異動を行っていきますと。ということは、複数回、いつでも人事を行うという意味にこれは解さざるを得ません。ですので、これがある程度の組織規模を持ったところで、一定規模の組織で不定期な人事、行うことはよくあるんでしょうか。私、存じ上げませんので、是非教えていただければと思います。



○参考人(靱井勝人君)

こういう不定期異動というのはあると思います。何も私が言っていることがユニークでも何でもないと思います。

それから、委員おっしゃっているように何もかもネガティブに考えると全てのことは全部ネガティブに取れるんですが、私が申していることはそういうことではなくて、やはり組織としまして弾力性を持ってやるということでございます。



御承知だと思いますけれども、年に一回人事異動をやるということは大変なエネルギーを使い、同時に、いろんなうわさを引き起こし、やっぱり組織全体がある一定の期間、まあ麻痺とは言いませんが、それに近い状態になるんです。したがって、そういうことも避けるために随時やっていくということは、例えば1月1日もあれば2日もあれば3日もあるということではないんですけれども、ちゃんとそれは規律を持って、ルールを決めてやっていくということ、これが人事部から連絡があると思いますということです。

○吉川沙織君

私、前職が会社員でございました。定期異動で異動しておりましたし、この前、一般質疑の際に国会職員に

ついても取り上げましたが、この参議院事務局においても延長がなければ来月が定期人事の月に当たります。普通は定期異動が基本だと思いますが。



この会長メッセージ、拝読いたしますと、管理職異動についてというのが表題になっており、その最後に、今後は必要に応じて随時人事異動を行っていくとされています。これは管理職限定のものとするのか、それとも一般職員も対象としておられるのか、会長の認識を伺えればと思います。

○参考人(靱井勝人君)

このメッセージにも書いてあるとおり、詳細については今人事の方で検討しておりますので、その辺をよく見極めた上で決めてくれるというふうに思っております。

○吉川沙織君

管理職だけとするのか、若しくは一般職も対象に含めるのかということについては今検討されているという、こういう解釈でよろしいのでしょうか。

○参考人(靱井勝人君)

先ほど言ったとおり、人事の方で検討いたしております。

○吉川沙織君

私は人事部の所属であったことがありませんので詳しくはありませんが、一般的に人事異動は玉突きです。管理職、一般職共に動くとなれば、NHKは全国組織です、異動に伴うコストも膨大に掛かります。その時期が読めないとすれば、みんな現場でも管理職も一般職も萎縮するかもしれません。



いつ人事異動の対象となってしまうかも分からない状況で、会長はメッセージの最後で、人事異動のタイミングは新たな物事に挑戦する最高のチャンスです、変化を意識して、今までの仕事のやり方をいま一度見直し、更に自由闊達な職場に、新しいチャレンジがどんどん生まれるNHKにしていこうではありませんか、新しい体制で役職員が心を合わせ、全力で職務に当たっていきましょうとされていますが、私が、NHKの管理職がどういうものかさっぱり分かりませんけれども、もしその対象であるならば、何かミスをすればいつ異動になるかもしれない、こうやっておびえてしまうと思いますが、そういう懸念はないと思ってよろしいでしょうか。

○参考人(靱井勝人君)



中にはそういう懸念を持つ人もいるかもしれませんが、私はこれをやる前に、何も思い付きでやったわけではなくて、いろんな職員とお話もしました。やはり長い間ここでやってきたことを変えるということはすごく大事であるということで、歓迎の方が圧倒的に多かったです。

るわけでございます。

今から人事がどういうふうなことを出してくれるか分かりませんが、私はポジティブに考えてこれを実行しようとしている

○吉川沙織君

変えるということであれば、就任日に理事全員から日付のない辞表を取ることもそうかもしれませんが、応接室の名前を変えるということも変えることに含まれるのかもしれませんが、ただ、人事は組織の要だと思っています。これを変えることによって現場に萎縮効果が生まれないようにだけ私は願っております。

ここからは、経営委員長、済みません、最後、少し経営委員会の議事録の公表の在り方について伺えればと思います。

今ほど管理職の人事の話も申し上げましたが、これまでの報告事項や付議事項の中には、管理職の定期異動についてや一般職の人事異動についてというものもございました。ですから、NHKはこれまで定期的に人事を行っていたということもこの経営委員会の議事録から読み取れますし、私が2枚目にまとめました資料も、これは経営委員会の議事録によって作成したものであります。



ただ、先ほど来問題にいたしました4月22日の経営委員会の議事録には、3枚目の資料を御覧いただければと思いますが、「以上のやりとりのほか、今回の人事案検討の過程で、会長は、担務について事前にすべての理事の了解を得ていること、また、経営委員の質問に答え、一部の理事に対して辞任を打診していたことについて説明した。」との記述の後、「経営委員会の規程にのっとり、概要のみ記載」となっています。

放送法第四十一条は、今年の2月19日の総務委員会でも随分取り上げましたが、経営委員会の議事録の作成と公表を義務付けています。国民からの受信料によって運営がなされているNHKにおける経営の透明性を確保し、情報公開を進める観点から義務付けられたものです。しかし、3月26日の第1210回経営委員会では、今後の議事運営について、「NHKを取り巻く状況について情報を共有し、意見交換を行った。」、今後の経営課題、体制等について、「靱井会長を加えて、「次期経営計画」と「今後の執行部体制」について意

見交換を行った。」とあり、これも意見交換の内容の記載がありません。人事案件以外も議事録の記載の省略が行われています。

2月19日の参議院総務委員会、この場での議論では、人事案件については概略のみの記載としています、それ以外は公表しています、こう経営委員長は答弁なさいました。

経営委員長に、経営委員会の規程、何を指すのか、その内容はどうなっているのかをまず伺います。

○参考人(浜田健一郎君)

御指摘いただきました経営委員会の規程とは、経営委員会の会議の運営に関する規程、経営委員会議事運営規則であります。

この規則は、経営委員会規程第六条の定めに従って経営委員会が自ら定めたものであります。平成19年の改正放送法により制定された当初から、当時の経営委員会の決定により非公表とさせていただいている部分もあります。



経営委員会としては、議事録で詳細が公表できないときでも、概要を記載するなどして経営委員会の透明性を確保していきたいというふうに考えております。

○吉川沙織君

この国会の会議録も未来永劫発言がそれに残るものですが、経営委員会の議事録も大事な記録だと思います。公表されている分で、経営委員会のこれまでの真摯な取組、拝見いたしました。



平成16年11月9日の第982回経営委員会においては、対話形式の議事録の記載となりました。法改正前のことです。そしてさらに、その2年後、平成18年1月10日から11日にかけて行われた第1010回経営委員会においては、経営委員会の透明性の向上について真摯なやり取りが交わされています。ところが、平成24年12月18日、第1180回まで冒頭に議事の記載があったものが、平成25年1月15日の第1181回経営委員会から議事が削除されて、冒頭の議題が記載のみで、内容の確認が非常にしづらくなってしまいました。

今、経営委員会の議事運営規則について触れられましたが、経営委員会の規程は確かに公表されていま

す。ただ、経営委員会の議事運営規則は公表をされておられません。放送法第四十一条の趣旨から考えても、人事案件以外でも公表を差し控えるというのであれば、その基準を公表するのが私は筋であると思います。

NHK の経営委員会と同じく、議事録の作成、公表が法律で義務付けられている日本銀行の政策委員会は、政策委員会議事規則及び金融政策決定会合議事録等公表要領により公表の基準が定められており、これらはいずれもウェブページで公開されています。NHK が幾ら規程にのっとり議事録を公開しているとしても、公表基準の規程の内容を公表せずに殊更に隠す意思があるかもしれないのであれば、これは公表された議事録がもしかしたら恣意的に隠されているかもしれない、肝腎な部分の記載がないかもしれない、都合の悪い発言が伏せられているかもしれないと考えてしまうのが普通だと思います。



放送法第四十一条が「経営委員会の定めるところにより、」と規定しているのをいいことに、情報公開の推進や経営の透明性、法改正前の経営委員会は真摯に議論していて取組を進め、経営委員会の議事録の量もかつては膨大でした、この法の趣旨を踏みにじった運用がされているとも捉えられてもおかしくありません。NHK 経営委員会は今すぐに議事録に関する経営委員会の規程を公開すべきと考えますが、経営委員長の見解を伺います。

○参考人(浜田健一郎君)



議事録につきましては、委員御指摘のように、放送法第四十一条、経営委員会の定めるところにより公表しなければならないというふうに定められております。これに基づき、私どもは、議事録や規則の公表につきましては、円滑な議事の運営の確保、それから経営委員会自身のガバナンスの重要性の観点から、経営委員会が自律的にその都度判断をしております。

いずれにしても、議事録や規則の公表については、円滑な議事運営の確保や経営委員会自身のガバナンスの重要性の観点から検討する必要があるかなというふうに思っております。

○吉川沙織君

お手元に配付しております資料の3枚目、これは経営委員会の回数と開会日、開会時間と終了時間、そして所要時間と議事の経過の文字数を表しています。

例えば、1210 回の経営委員会と 1211 回の経営委員会、所要時間はそれぞれ 4 時間と 1 時間 20 分でござ

います。文字数は、4 時間行って 17,000 文字、1 時間 20 分行って 12,000 文字。もちろん、人事の中身であればこれは公表できないのは分かります。ただ、公表できないものの基準が我々に分からなければ、どうなっているのか、何を基準に公表し、何を基準に概要のみの記載とされているのか分かりません。

ですから、当委員会にこの規程の提出を求めたいと思いますが、委員長のお取り計らい、よろしく願います。

○委員長(山本香苗君)

後刻理事会で取り計らせていただきたいと思います。

○吉川沙織君

ありがとうございます。

これまで、経営委員会、執行部それぞれで真摯な議論が行われて、NHK 公共放送の運営がなされてきたものと思います。今回の放送法改正は NHK の業務の拡大を行うものであり、冒頭申し上げましたとおり、法律とは遠いところでこれからもしかしたら運用がなされるかもしれません。公共放送として自主自律が求められる中で、これまで、4 月 19 日の佐賀の視聴者と語る会の中でも、視聴者の皆様から様々な御意見、会長の発言、理事から日付のない辞表を取った問題、そしてそれに伴う様々な懸念が示されましたし、それからまた人事に関しても新機軸を会長のリーダーシップで打ち出されております。



様々な動き、この法改正のみならず、NHK に関しましては様々ございますので、公共放送 NHK、国会に課せられた使命としてこれからもチェックをしていきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

今日も本当にありがとうございました。